

本シートは要求水準に関する第二次審査書類の記載漏れ等をチェックするためのものであり、ここに記載無き事項を含め、要求水準書その他の資料に示される内容は当然満たしているものとする。
 頁・章・節・項は要求水準書に該当する。

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
第3章 経営管理						
第1節 事業者に求められる基本的 事項	2. 事業者に関する事項		1 7 会社法(平成17年7月26日法律第86号)に定める株式会社として設立していること。			
			2 7 定款において、本事業の実施のみを目的とすることを規定していること。			
			3 7 定款において、監査役を置くことを規定していること。			
			4 7 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。			
			5 7 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。			
			6 7 すべての株主が、事業計画にあらかじめ示された出資者であること。			
			7 7 すべての株主が、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、原則として事業期間が終了するまで株式を保有していること。			
			8 7 すべての株主が、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。			
	3. 事業の実施体制に		9 7 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。			
			10 7 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切にリスクの分担が図られている			
			11 7 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。			
	5. 事業者の財務に関する事項		12 8 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。			
			13 8 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。			
			14 8 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。			
			15 8 事業者及び各業務を実施する全ての企業が、税を滞納しないこと。			
第4章 施設整備						
第3節 設計・施工条 件	1. 施設の構成及び規模		16 11 ①本施設の延床面積は、「給油施設監視棟」、「回転翼機格納庫棟」、「船艇用品庫棟」に示す最大面積の合計95%以上100%以下とする。			
			17 11 ②諸室面積は、設計において、要求水準(面積を除く。)を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画書の協議が整った場合はこれを変更することができる。			
			18 12 (1)b. 給油施設監視棟 (b) i. 下表に示す諸室を整備すること。詳細は、【別添資料 4-2-1】「各室性能表」及び【別添資料 4-2-2】「主要諸室の性能特記事項」を参照のこと。			
			19 12 (1)b. 給油施設監視棟 (b)ii. 各棟の(*1)(*2)(*3)はそれぞれ1カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。			
			20 13 (1)c. 外構 (a) 屋外貯蔵タンクの周囲に、危険物の規制に関する政令第11条第1項第15号の規定による防油堤を設置する。			
			21 13 (1)c. 外構 (b) 航空燃料ハイドラントを除く給油施設の周囲にフェンスを設置する。具体的には、【別添資料 4-2-2】「主要諸室の性能特記事項」を参照の上、事業者の提案によるものとする。			
			22 13 (2)a. 回転翼機格納庫棟 (b) i. 下表に示す諸室を整備すること。詳細は、【別添資料 4-2-1】「各室性能表」及び【別添資料 4-2-2】「主要諸室の性能特記事項」を参照のこと。			
			23 13 (2)a. 回転翼機格納庫棟 (b)ii. 各棟の(*1)(*2)(*3)はそれぞれ1カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。			
			24 14 (2)b. 駐機場(エプロン) 対象回転翼機の最大重量、車輪の横中心間隔・縦中心間隔、タイヤ接地面積等諸元は、【参考資料 4-1-2】「機材諸元」及び航空土木施設設計要領(舗装設計編)(平成31年4月国土交通省航空局)に基づき設計を行い整備すること。			
			25 14 (3)船艇用品庫 b. i. 下表に示す諸室を整備すること。詳細は、【別添資料 4-2-1】「各室性能表」及び【別添資料 4-2-2】「主要諸室の性能特記事項」を参照のこと。			
			26 14 (3)船艇用品庫 b. ii. 各棟の(*1)(*2)(*3)はそれぞれ1カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。			
			27 14 (3)船艇用品庫 b. (*4)の各諸室は、諸室のレイアウト変更が容易な一体の室でOAフロアとし、指令室、見張室及び通信機械室については駐機場(エプロン)が見える位置に配置すること。			

必須項目(要求水準)の分類		番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	2. 配置計画の条件	28	14	(3) 船艇用品庫 b. iv. (*4)の各諸室事案発生時に海上保安部等の機能が失われた場合の災害活動拠点として使用することを想定し、s3(指令室)～s10(検査対応室2)は一体の空間とし、s7(船艇職員待機室)～s10(検査対応室2)についてはパーテーション等の可動間仕切り(防音タイプ)を配置すること。必要に応じ、s3(指令室)～s10(検査対応室2)を1室として使用すること。本施設は、回転翼機格納庫棟、船艇用品庫棟、給油施設監視棟により構成されるが、回転翼機格納庫棟及び船艇用品庫棟は合築又は併設させ、一体の建物として整備することとする。なお、給油施設監視棟は、単独棟とする。			
		29	16				
第4節 施設計画 (基本的性能)	1. 社会性	(1)地域性	40	18	「官庁施設の基本的性能基準」の「歴史、文化・風土への配慮」、「周辺の施設との連携」、「地域活性化への貢献」、「関連計画等との整合」による。		
		(2)景観性	41	18	「官庁施設の基本的性能基準」の「歴史、文化・風土への配慮」、「歴史的まちなみの保存・再生」、「周辺の自然環境への配慮」、「周辺の都市環境への配慮」による。		
	2. 環境保全性	(1)環境負荷低減性	42	18	「官庁施設の環境保全性基準令和3年改定版」の「長寿命」、「適正使用・適正処理」、「エコマテリアル」、「熱負荷等の低減」、「自然エネルギーの利用」、「エネルギー・資源の有効活用」による。		
			43	18	a. 建築物環境配慮制度(CASBEE)による評価を行い、建築物の環境性能効率がB+ランクとなるように計画する。また、第三者機関による評価結果を確認できるようにする。		
			44	18	b. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)に基づく「建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号)に示す建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のための誘導基準を満足することとし、可能な限り低減するように努める。		
			45	18	c. 運用段階におけるエネルギー消費量(運用エネルギー)及びそれに伴う二酸化炭素排出量(運用CO2)、のベンチマーク設定を行う場合は、(1)a.を考慮し計画する。		
			46	18	d. 「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)」に基づく「低炭素建築物」の認定を所管行政庁に申請し取得する。		
			47	18	e. 先導的な取り組みとして、最新技術の導入に努めるものとする。また導入した技術については、効果等の検証を行う。		
			48	18	f. 「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成12年法律第100号)(以下、「グリーン購入法」という。)に基づき、資機材等の選択にあたっては、できる限り特定調達物品等を選択するように努めるものとし、これによりがたいときは海上保安庁と協議する。		
			49	19	「官庁施設の環境保全性基準令和3年改定版」の「地域生態系保全」、「周辺環境配慮」による。		
	(2)周辺環境保全性	50	19	a. 有害物質の発生を最小限に留め、発生した場合には敷地外へ排出しない。			
		51	19	b. 建設工事中において、周辺地域への影響を抑制した計画とする。また、施設運営段階において、建築物に附属する機器類が発する騒音・振動及び生活騒音を、関連法規に定められている規制値以下にするとともに、周辺地域への影響を抑制する計画とする。			
		52	19	c. 外装面又は太陽光パネルについて、光の反射による周辺地域への影響を抑制した計画とする。			
		53	19	d. 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。			
		54	19	a. 耐震 ①構造体に関する耐震性能 ア. 構造計画 (ア)構造耐力上主要な部分の変形、地盤変形、不同沈下、温度膨張(収縮)及びコンクリートの乾燥収縮等により、各要求性能に支障が生じない構造計画とする。 (イ)構造耐力上主要な部分の配置等に関しては次のとおりとする。 一. 事務室内の間仕切壁は、構造耐力上主要な部分としない。 二. 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分(柱・大ばり等)としない。また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。なお、制振部材を付加的要素として設計する場合であっても制振構造として取り扱う。 三. 構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮する。また、耐震性能の余力を確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行う。 (ウ)基礎構造は、計画地の地盤特性を踏まえ、耐震安全性を確保する工夫や工法上の工夫をした計画とする。 う)構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮したものとする。 柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うもの イ. 高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性 一. 地上階 「建築基準法施行令」第88条第2項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。 「建築基準法施行令」第88条第3項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。 三. 基礎構造 「建築基準法施行令」第88条第4項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。 (一)大地震動に対して、鉛直方向の耐力低下が著しいものでなく、基礎構造の損傷により上部構造の機能には有害な影響を与えないこと。			
	3. 安全性	(1)防災性	55	19	(イ)構造耐力上主要な部分の配置等に関しては次のとおりとする。 一. 事務室内の間仕切壁は、構造耐力上主要な部分としない。 二. 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分(柱・大ばり等)としない。また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。なお、制振部材を付加的要素として設計する場合であっても制振構造として取り扱う。 三. 構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮する。また、耐震性能の余力を確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うもの イ. 高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性 一. 地上階 「建築基準法施行令」第88条第2項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。 「建築基準法施行令」第88条第3項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。 三. 基礎構造 「建築基準法施行令」第88条第4項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。 (一)大地震動に対して、鉛直方向の耐力低下が著しいものでなく、基礎構造の損傷により上部構造の機能には有害な影響を与えないこと。		
			56	19	二. 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分(柱・大ばり等)としない。また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。なお、制振部材を付加的要素として設計する場合であっても制振構造として取り扱う。		
			57	19	三. 構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮する。また、耐震性能の余力を確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うもの		
			58	19	(ウ)基礎構造は、計画地の地盤特性を踏まえ、耐震安全性を確保する工夫や工法上の工夫をした計画とする。		
59			19	う)構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮したものとする。			
60			19	柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うもの			
61			20	イ. 高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性 一. 地上階 「建築基準法施行令」第88条第2項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。			
62			20	「建築基準法施行令」第88条第3項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。			
63			20	三. 基礎構造 「建築基準法施行令」第88条第4項に定める地震力に対して、業務要求水準書に記載する耐震性能の目標を満足している。			
64			20	(一)大地震動に対して、鉛直方向の耐力低下が著しいものでなく、基礎構造の損傷により上部構造の機能には有害な影響を与えないこと。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	65	20	(二)耐震安全性の分類がⅠ類又はⅡ類に該当し杭基礎の場合、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。			
	66	20	(三)保有水平耐力の検討は、【別添資料4-4-1】「杭の耐震安全性確保の検討方法」による。			
	67	20	②建築非構造部材に関する耐震性能 ア. 高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性 (ア)部材については、大地震動時の構造体の変形に対して追従するとともに、水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき必要な安全性を確保されている。また、各部の設計については、大地震動時及び大地震動後において、部材が所要の機能を発揮するよう、部材の特性及び接合方法を的確に把握した上で行う。			
	68	20	(イ)建築非構造部材に関する耐震性能は、【別添資料4-4-2】「建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法」による。ただし、「イ.高さが45mを超える建築物又は免震構造若しくは制振構造を採用した建築物の地震力に対する安全性」により評価する場合は、この限りでない。			
	69	20	③建築設備に関する耐震性能 ア. 高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性 (ア)設備機器、配管については、大地震動時の水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損が生じないよう固定されている。また、配管は、大地震動時の構造体の変形及び地盤との相対変位に追従するとともに、所要の機能を確保する。			
	70	21	イ. 設備機器の耐震クラスは、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」および「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(日本建築センター)(以下、「建築設備耐震設計・施工指針」という。)」の規定に従い設定する。建築設備に関する耐震性能は、【別添資料4-4-3】「建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法」による。			
	71	21	ウ. 各種ライフラインの機能確保については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の規定に従い設定する。			
	72	21	エ. 電力の確保 商用電源途絶時においても自家発電装置により電力供給ができるものとする。			
	73	21	オ. 給水機能の確保 (ア)受水タンクは災害応急対策活動に必要な飲料水及び雑用水量を確保する。必要水量の計算方法は、「建築設備設計基準」による。			
	74	21	(イ)飲料水については、水質確保のために必要な措置を講ずる。			
	75	21	(ウ)給水ポンプおよび受水タンク等は重要機器としての耐震性を持たせ非常電源を確保す			
	76	21	カ. 排水機能の確保 合併浄化槽等排水ポンプは、重要機器としての耐震性を持たせ非常電源を確保する。			
	77	21	キ. 地震時の避難安全確保に関する性能 地震発生時、危険性の高い場所(昇降機設備のかご内、階段室、機械室等)の利用者が円滑に建物内の安全場所まで避難できるよう、昇降機設備の地震管制運転、非常放送、音声誘導等の対策を講じるものとする。また、緊急地震速報装置を設け、信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、昇降機設備、拡声設備等の連動をとるものとする。			
	78	21	④本施設敷地に関する耐震性能 本施設敷地の内、災害応急対策活動に必要な部分は、大地震動時の液状化の発生に対する対策を講じること。			
	79	21	液状化に対する対策は次の条件を満たすこと。 ア. 各種ライフラインの機能が確保されていること。			
	80	21	イ. 地盤の沈下により災害応急対策活動に必要な動線に著しい段差が生じないこと。			
	81	21	ウ. 側方流動が生じないこと。			
	82	21	b. 対火災 (a)耐火に関する性能 「官庁施設の基本的性能基準」の「主要構造部の耐火性」、「屋外に面する壁等」、「防火区			
	83	21	(b)初期消火の拡大防止 「官庁施設の基本的性能基準」の「内部仕上げの不燃化」、「消火設備の設置」、「消火による水損への対策」による。			
	84	22	(c)火災時の避難安全確保 「官庁施設の基本的性能基準」の「避難経路の確保」、「排煙設備」、「警報設備及び誘導灯整備」による。			
	85	22	c. 対浸水 (a)浸水の原因となる水害のうち、高潮による水害については、【別添資料4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する。			
	86	22	(b)建築計画 比較的発生頻度の高い高潮による水害に対する防御は、全ての室等が、比較的発生頻度の高い水位より高い位置にある階に配置されていること。			
	87	22	(c)ア. (ア)比較的発生頻度の高い水位の高潮による水害 比較的発生頻度の高い水位の高潮に対して構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確認する。 免震構造を採用する場合は、比較的発生頻度の高い水位の高潮に対して免震層が浸水しな			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	88	22	(イ) 想定される最高の水位の高潮による水害 想定される最高の水位の高潮に対して構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確認する。 免震構造を採用する場合は、想定される最高の水位の高潮に対して免震層が浸水しないこと。			
	89	22	イ.(ア) 構造耐力上主要な部分 高潮と波浪の同時発生を考慮した荷重(以下「高潮による波圧等」という。)による応力が短期許容応力度を超えないこと(制振部材を除く)。			
	90	22	(イ) 浮力を考慮した転倒及び滑動 一. 転倒又は滑動しないこと。			
	91	22	二. 杭基礎(深礎を含む)の場合は、応力が短期許容応力度を超えないこと。			
	92	22	(ウ) 洗掘のおそれのある場合 原則として、杭基礎(深礎を含む)とする。直接基礎の場合は、十分な根入れを確保する。			
	93	22	(エ) 漂流物の衝突 構造耐力上主要な部分が破壊を生じないこと、又は、柱若しくは耐力壁の一部が損傷しても建築物が容易に倒壊、崩壊しないこと。			
	94	23	(オ) 高潮に対する安全性の検証は、【別添資料 4-4-5】「高潮に対する安全性確保の検討方法」による。			
	95	23	(d) 建築設備の水害に対する安全性感電防止対策 電力・通信の引込管路口は、水が浸入しないよう対策する。また、本施設の一部が浸水した場合には、浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。ただし、1階床レベルを浸水レベルより30cm以上高く、かつ、床下に埋設する配管配線の防水措置が確実に取られている場合も浸水エリアの電源を停止できるシステムは求める。			
	96	23	d. 対津波 (a) 津波による最高の水位等は、【別添資料 4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する。			
	97	23	(b) ア. 対象とする津波による水害 災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して建築物全体の耐力が著しく低下しないこと。			
	98	23	イ. 対津波性能の目標 (ア) 構造耐力上主要な部分 津波による波圧が架構の保有水平耐力を超えないこと。制振構造の場合は、制振部材を除く構造耐力上主要な部分が終局耐力を超えないこと。			
	99	23	(イ) 波圧が直接作用する構造耐力上主要な部分 津波波圧によって生ずる部材応力が終局耐力以内(制振部材を除く)。(ウ) 浮力を考慮した転倒及び滑動 一. 転倒又は滑動しないこと。			
	100	23	二. 杭基礎(深礎を含む)の場合は、杭の終局せん断耐力の総和、及び終局曲げせん断耐力の総和を上回らないこと。			
	101	23	(エ) 洗掘のおそれのある場合 原則として、杭基礎(深礎を含む)とする。直接基礎の場合は、十分な根入れを確保する。			
	102	23	(オ) 漂流物の衝突 構造耐力上主要な部分が破壊を生じないこと、又は、柱若しくは耐力壁の一部が損傷しても建築物が容易に倒壊、崩壊しないこと。			
	103	23	(カ) 津波に対する安全性の検証は、「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」(平成23年国土交通省令第99号)の規定による。ただし、津波による波圧を算定する際の水深係数の低減は行わないこと。			
	104	23	(キ) 免震装置 免震構造の場合は、津波波圧によって免震装置の水平変位が水平クリアランスに達しないこと。			
	105	23	(c) 建築設備の水害に対する安全性感電防止対策 電力・通信の引込管路口は、水が浸入しないよう対策する。また、浸水した場合には浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。ただし、浸水しても通信は途絶しないものとする。			
	106	24	e. 耐風 風圧力に対する安全性について、業務要求水準書に記載する規定を満たしていること。			
	107	25	f. 耐雪・耐寒 (a) 構造体 「官庁施設の基本的性能基準」の「積雪荷重に対する安全性の確保」、「地盤凍結に対する措置」による。			
	108	25	(b) 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備 「官庁施設の基本的性能基準」の「外部空間の安全性の確保等」、「建築物の形状、仕上げ等に係る対策」、「建築設備に係る対策」による。			
	109	25	g. 対落雷 「官庁施設の基本的性能基準」の「施設の保護」、「通信・情報機器の保護」、「電力・通信引込線における対策」による。			
	110	25	h. 常時荷重 「官庁施設の基本的性能基準」による。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式			
	(2)機能維持性	111	25	i. 対降灰 降灰の除去対策を講じること。					
		112	25	j. 対塩害 「官庁施設の基本的性能基準」による。					
		113	25	k. 対鳥獣 格納庫内に防鳥対策を講じること。					
		114	25	「官庁施設の基本的性能基準」の「電力供給機能の確保」、「通信・情報機能の確保」、「給水機能の確保」、「排水機能の確保」、「空調機能の確保」、「備蓄スペースの確保」による。					
		115	25	(a)各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。					
		116	25	(b)地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合においても電力供給・通信・情報機能を確保するため、(1)防災性に関する性能【技術的事項】a. 耐震に関する性能(c)建築設備、(d)その他の耐震性能に関する性能を確保する。					
	4. 機能性	(1)利便性	117	26	「官庁施設の防犯に関する基準」3. 2. 1 防犯を考慮した施設整備」、「3. 2. 2 建築に関する事項」、「3. 2. 3 防犯設備に関する事項」、「3. 2. 4 施設の運用・管理に関				
			118	26	a. 移動 「官庁施設の基本的性能基準」の「動線計画」、「スペース、寸法等の確保」、「昇降機設備」、「車路及び駐車場」、「安全性の確保」による。				
				119	26	b. 操作 「官庁施設の基本的性能基準」の「可動部の安全性の確保」、「操作部の安全性の確保」、「安全性の確保に必要な表示等」による。			
		(2)ユニバーサルデザイン	120	26	「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」の「移動空間」、「行為空間」、「情報」、「環境」、「安全」による。				
		(3)室内環境性	121	26	a. 音環境 「官庁施設の基本的性能基準」の「外部騒音への対策」、「内部騒音への対策」、「音声漏洩への対策」による。				
122			26	b. 光環境 「官庁施設の基本的性能基準」の「照度の確保」、「照明のグレア規制」、「照明の光源の光色及び演色性」、「照明の意匠性」、「照明の制御」、「自然採光」による。					
123			27	c. 熱環境 「官庁施設の基本的性能基準」の「温湿度の設定」、「気流の設定」、「熱負荷の取得の低減」、「空調システムの制御」、「熱負荷の発生抑制等」、「結露の抑制」による。					
124			27	d. 空気環境 「官庁施設の基本的性能基準」の「換気量の設定」、「換気方式の選定」、「空気清浄度の確保」、「空気バランスの確保」による。					
125			27	e. 衛生環境 「官庁施設の基本的性能基準」の「給水・給湯設備(上水)」、「給水設備(排水再利用水、雨水利用水及び井水)」、「排水設備(下水)」、「空調設備(空調用水)」、「衛生器具設備」、「ご					
126			27	f. 振動 (a)人の動作又は設備による振動に関する性能 「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」、「室の配置」、「振動源における対策」による。					
127	27		(b)交通による振動に関する性能 「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。						
128	27		(c)風による振動に関する性能 「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。						
(4)情報化対応性	129	27	a. 情報処理機能 「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「電源の確保等」による。						
	130	28	b. 情報交流機能 「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「建築設備」による						
5. 経済性	(1)耐用性	131	28	a. 耐久性 (a)構造体 「官庁施設の基本的性能基準」の「材料に係る措置等」による。					
		132	28	ア. 構造体について、100年間大規模な修繕を行わずに使用できるものとする。					
		133	28	イ. 外部に面する部材の塩害に配慮し、長寿命化を図る仕様とする。					
		134	28	(b)建築非構造部材 「官庁施設の基本的性能基準」の「建築資機材全般に係る耐久性」、「外装、屋根・防水等に係る耐久性」、「構内舗装に係る耐久性」による。					
		135	28	ア. 外部に面する部材の塩害に配慮し、長寿命化を図る仕様とする。					
		136	28	(c)建築設備 「官庁施設の基本的性能基準」の「設備資機材全般に係る耐久性」、「屋外に設置する設備資機材に係る耐久性」による。					
		137	28	ア. 外部に面する部材の塩害に配慮し、長寿命化を図る仕様とする。					
		138	28	b. フレキシビリティ 「官庁施設の基本的性能基準」の「建築計画上の対応」、「建築設備」による。					

必須項目(要求水準)の分類		番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式	
		(2) 安全性	139	28	将来的な機能更新・拡充(空調・照明・電源・情報通信など)に対応可能なゆとりある建築計画とし、フレキシビリティを確保した執務空間となるよう計画する。			
			140	28	将来のフレキシビリティが確保できるよう、以下の諸室については、構造耐力上主要な部分としての柱、壁等を設けず、将来のレイアウト変更に対応できるように、OAフロアとする。 船艇用品庫棟《s棟》s3～s10			
			141	29	a. 作業性 「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「作業用設備の設置」、「仕上げ及び詳細」、「建築設備」による。			
			142	29	(a) 外構の工作物は汚れにくく、清掃、点検保守が効率的かつ容易に行える。			
			143	29	(b) 植栽について、灌水、剪定、清掃の維持管理が効率的かつ容易に行える。			
			144	29	b. 更新性 「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「材料、機器等の分離及び組合せ」、「建築設備」による。			
			145	29	b. 各室性能は、【添付資料4-1-1】「各室性能表」による。			
			146	29	c. 主要諸室は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【別添資料 4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」を適用する。			
			147	29	d. 施設計画にあたっては本施設に隣接する太陽光発電施設等既存周辺施設への影響(回転翼機のダウンウォッシュ、日影等)を及ぼさない計画とする。			
			148	29	事業者は、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号による特定行政庁への許可申請を行う。			
			149	30	h. 各室の配置は【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」による。			
			150	30	i. 各室の天井高は、【別添資料4-1-1】「各室性能表」に規定する高さ以上を確保する。			
			151	30	a. 各室の計画にあたっては、結露の発生により、保管される書類及び物品、その他財産の汚損の無いよう、又、業務に支障が無いよう配慮する。特に土中となる内壁面など、結露しやすい箇所がある場合は十分な対策を施す。給排水設備を要する室は、下階への漏水に対し			
			152	30	b. 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。			
153	30	c. 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。						
154	30	d. 色や柄については、各諸室の機能にふさわしい色彩とし、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とする。						
155	30	e. 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設置する等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。						
156	30	f. 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。						
157	30	g. 外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮し、特に玄関廻りについてはより内外の統一性を図る。						
158	30	a. 本施設の全体にわたり統一感のある計画とする。						
159	30	b. 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とする。						
160	30	c. 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。						
161	30	d. 周辺の状態を考慮し、外部からの視認性に配慮した計画とする。						
162	30	e. 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とする。目隠し板等を設置する場合は、外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とする。						
163	30	f. 主玄関を含む来庁者が出入する玄関の建具はステンレス製又は同等以上とし、その周囲の連続する開口部についても、統一性を考慮し同様とする。						
164	30	g. 各出入口には、その機能(車寄せ機能等)に応じて適切な大きさの庇又はピロティを設置する。また、その他の壁面には、外観との調和に配慮した形状の庇を設置する。なお、庇裏仕上げ材は塩害対策を施すこと。						
165	30	h. 金属を使用する場合はさびや腐食等を考慮し、表面仕上げは、原則としてステンレス製、アルミ製又は同等以上の素材とする。						
166	31	a. 共通 (a) 仕上げ材は、【別添資料4-1-1】「各室性能表」に示すものと同等以上とし、各部門、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性や維持管理に						
167	31	(c) 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。特に、玄関ホール、廊下及び階段の交通部分において、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性に配慮する。						
168	31	(d) 同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切り縁を設置する等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理する。						
169	31	(e) 地域の歴史、文化、風土をデザイン要素としたモチーフを設定し、内装の各部分で表現することにより、施設全体の統一感を図る。						
170	31	(f) 機能上支障のない部分は、木材とともにCLTをはじめとした木質系材料を活用し、積極的に内装の木質化を行うこと。						
171	31	(g) 機能上支障のない部位及び範囲で、内装壁仕上げの一部に、しっくい壁をはじめとした伝統的な材料又は工法を用いること。						

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	172	31	b. 床 (a) 水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とする。			
	173	31	(b) 床仕上げ材は、日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損や剥離等が生じない仕			
	174	31	(c) 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行う。			
	175	31	(d) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がない納まりとする。			
	176	31	(e) 人の往来が予定される床面に EXP. J を設置する場合は、仕上げ材で隠蔽する。			
	177	31	(f) 床面に空調吹出口を設置する場合は、周辺の仕上げ材と調和させる。また、歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とする。			
	178	31	(g) 床に取り付ける附帯設備、什器・備品等で転倒防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設置する。			
	179	31	(h) OAフロアを敷設する執務室等で、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」に金庫等の重量物を設置する旨記載されている部屋は、必要に応じて床の補強を行う。			
	180	31	c. 壁 (a) 日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせない。			
	181	31	(b) 壁面に設置する各種設備機器(消火器ボックス含む。)は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み突出させない。			
	182	31	(c) 縦樋やドレン等の立て配管は、基本的に設備シャフト内に設置し、容易に点検及び清掃ができるものとする。			
	183	31	(d) 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設置する。			
	184	31	(e) 可動式間仕切りは、手動式で可動させやすく、所定の遮音性(天井裏、OAフロア床下共)を有し、人の出入りが可能な扉を設置するとともに、収納時に設置室の利用を妨げないよう			
	185	32	(f) ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版(一財)日本建築防災協会(2014年9月1日)」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じてガラス面に衝突防止サインを設置			
	186	32	(g) 玄関ロビー壁面に設置する。ピクチャーレールは、【別添資料4-1-1】「各室性能表」の諸室に設置する。船艇職員待機室及び指令室は、廊下に面する壁(出入口を除く)に設置する。また、アルミ押出既製品の中量用(25kg程度)以上の吊モノに応じた仕様とし、フック及びハンガーセット等附属金物付きとする。			
	187	32	(h) 壁に取り付ける附帯設備等で転倒防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地を設置する。			
	188	32	d. 天井 (a) 梁型、各種設備機器(目的上隠蔽することができない設備機器を除く。)及びその横引き配管は、天井内に隠蔽する。			
	189	32	(b) 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できるものとする。			
	190	32	(c) 天井面に取り付ける各種設備機器は、機能確保上、法令上、等により規定のあるものを除き、天井面から突出させない。			
	191	32	(d) 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行			
	192	32	(e) 会議室に設置する映写用のスクリーンは、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠			
	193	32	(f) 天井に取り付ける附置設備等で落下防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地を設置する。			
	194	32	e. 附帯設備等 (a) 設置する室及び種別は【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」による。			
	195	32	(b) 書庫、倉庫等で壁面から湿気の放出のおそれがある場合は、書架・棚と壁面に空間をとるなど、結露による悪影響を防止する措置を講ずる。			
	196	32	(c) 書架、物品棚、収納棚、AV キャビネット等は、床又は壁に固定するなどの転倒防止策を			
	197	32	f. 二重床 (a) 設置する室は、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」による。			
	198	32	(b) 配線取出口は、OAタップ及び通信用の配線がそれぞれ2本以上取り出し可能とし、全てのパネルに2箇所程度設置する。また、取出口近傍のOAカバーは容易に破損しないものとする。			
	199	32	(c) 二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張替えができるものとする。			
	200	32	(d) 仕上げ材を張った二重床は帯電性(2kV以下)を有し、きしみ、ぐらつき、不陸がないものとする(最大変形量4mm以下)。			
	201	32	(e) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障を来さないものとする。			
	202	32	(f) 仕上げ材は端末機等の配置に応じて、配線取出口のカットを行う。			
	203	33	(g) 間仕切り下部についても、部分的に配線経路を確保する。			
(7) 建具関係	204	33	a. 共通 (a) 各室の使用内容に応じた計画とし、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」を適用する。開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様等については、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定する。			
	205	33	(b) 日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないようにする。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	206	33	(c) 高齢者、障がい者等の利用が想定される正面玄関出入口は、支障となる段差を生じないようにする。また、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。			
	207	33	(d) ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版(一財) 日本建築防災協会(2014年9月1日)」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。			
	208	33	(e) 重量シャッターは、障害物感知装置を設置する。			
	209	33	(f) 外部に面する建具は、次のとおりとする。 ①各室の性能が確保できる耐風圧性、水密性、気密性、遮音性、断熱性、降灰防除性能を有すること。特に水密性は、暴風時においても雨の浸入がないよう、必要な水密性、気密性			
	210	33	②結露防止に配慮し、結露水が室内に及ばない構造とする。			
	211	33	③下部及び上部(建具が壁面と同面の場合)に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努め			
	212	33	④室内への浸水を考慮し、可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手と			
	213	33	⑤附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセント等の操作部については、操作性や強度を考慮したものとする。			
	214	33	(g) 扉等の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和したものとする。			
	215	33	b. 各室出入口 (a) 廊下から各室の出入口は、原則各スパンに1箇所かつ各室1箇所以上とする。また、【添付資料4-2】「各室性能表」に、扉の箇所数の記載ある場合は、併せて計画すること。			
	216	33	(b) 有効開口幅は900mm以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とす			
	217	33	(c) 【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」に示す各室の性能が確保できる水密性、気密性を有する。			
	218	33	(d) 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行う。			
	219	33	(e) 形状はフラッシュ扉(ガラス入りを含む)を標準とし、同一空間内については高さを揃えるなど意匠バランスに配慮する。開き戸はレバーハンドルとし、自閉装置付きで、原則シリンダー箱錠、サムターン付とする。ただし【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」に記載がある場合はそれによることとする。			
	220	34	(f) 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、強化ガラスや網入りガラス等の採用等の安全対策を講じる。			
	221	34	(g) 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。			
	222	34	(h) 各室の廊下への出入口扉は倉庫・設備室等を除いて内開きを基本とし、開閉時に扉が廊下に突出しないようにする。			
	223	34	(i) 戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけることがないようにする。			
	224	34	(j) 【別添資料4-1-1】「各室性能表」の「音環境Ⅱ」以上の居室については、簡易気密型とする。その場合、「防犯Ⅰ」の居室については、床面に段差が生じないようにする。			
	225	34	(k) 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とする。その場合、グレモンハンドルとし、各居室やホール・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとする。			
	226	34	(l) 鍵管理装置にて管理する鍵の仕様は事業提案とし、海上保安庁と調整の上決定する。			
	227	34	(m) 男子便所及び女子便所は、手を触れずに出入りできるよう、出入口を扉無しタイプとする等、感染症のパンデミック等への対策がしやすい計画とすること。			
	228	34	c. 外部出入口 (a) 外部出入口の上部全てに庇を設置する。			
	229	34	(b) 開き扉の場合は、外開きを原則とする。			
	230	34	(c) 主要な出入口には、風除室とステンレス製自動扉を設置する。			
	231	34	(d) 閉庁時の出入口として、時間外通用口を設置する。			
	232	34	(e) 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置する。その場合、容易に出入りできるよう適切に階段を設置する。			
	233	34	d. 窓 (a) 外気に面する室(廊下等交通部分を含む。)には窓を設ける。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じる。			
	234	34	(b) 位置及び寸法は、着席時に外部への視界を遮らざに見通せる高さ及び幅とする。			
	235	34	(c) 各諸室の窓は、室内外周部の熱負荷の低減を図る。			
	236	34	(d) 窓は、自然採光、自然通風を考慮したデザインとし、室内の照明制御に対して昼光利用が可能なものとする。			
	237	34	(e) 開口部の位置が低い場合は、手摺り等を設置し、落下防止の処置を行う。			
	238	34	(f) 開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網戸を設置する。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥ネットを設置する。			
	239	34	e. その他の建具及び点検口 (a) 数量及び性能は、設置目的の機能を満足しているものとする。			
	240	34	(b) 寸法は、設置する機器類及び物品等の搬入が可能な大きさとし、必要以上に大きくし			
	241	34	(c) 防火設備について、空間の連続性や搬入等の機能性へ配慮が必要な箇所は、感知器連動の常時開放型とする。また、開放時において壁面から突出しない納まりとする。			
	242	34	f. 建具廻り (a) カーテンを設置する場合は、カーテンレールも設置する。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
(8) 掲示板	243	34	(b) ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設置する。			
	244	35	(c) 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がないものとする。			
	245	35	g. 電気錠 (a) 出入口扉のうち必要な扉について、テンキー式の電気錠を設置する。電気錠を設置する必要のある諸室は、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性			
	246	35	a. 曲通 (a) 歩行者の通行等に支障のない配置とする。			
	247	35	(b) 建築空間と調和し、デザインや仕様等の意匠性に統一性をもたせる。また、壁面に設置する場合は埋め込みとするなど一体感に配慮する。			
	248	35	b. 屋外掲示板 (a) 敷地内の通路に面した閲覧可能な場所に、危険物取扱所配置箇所を示す屋外掲示板(2㎡程度)を5台設置する。			
	249	35	(b) 堅固で錆の発生がなく、掲示物が雨等で濡れない構造とし、鍵付きで開閉は引き戸とする。			
(9) サイン	250	35	(c) 掲示物を、磁石・テープ及び画鋲で取り付けることができるものとする。			
	251	35	c. 屋内掲示板 (a) 掲示板を、給油施設監視棟及び船艇用品庫棟の玄関ホール、各階主出入口付近に設			
	252	35	(b) 掲示板のサイズは、玄関ホール:5㎡程度、各階階段付近通路:2㎡程度とし、掲示物を磁石・テープ及び画鋲で留めつけられるタイプとする。			
	253	35	a. 共通事項 (a) 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装の設え、誰もが早くかつ正確に目的地へたどり着くことのできる、分かりやすい誘導計画とする。			
	254	35	(b) サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ、建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。			
	255	35	(c) サインは、諸室変更に伴う名称変更を行うことが可能な仕様とし、表示内容が容易に追加・変更できるものとする。			
	256	35	b. 外部 (a) 車両の敷地出入口に駐車場表示を設置する。(サービス車両動線専用の出入口は除			
	257	35	(b) サインは堅固でさびの発生しない材質とする。			
	258	35	(c) 敷地内の通路から視認できる庁名表示(建物名称は海上保安庁と協議による。)を、敷地出入口及び主玄関付近の分かりやすい位置に設置する。			
	259	35	(d) 喫煙所は、健康増進法により規定される特定屋外喫煙場所として整備するものとし、必要な標識等も含めて設えること。			
	260	36	c. 総合案内板 (a) 玄関ホール内の主要な動線上及び主要な通用口に設ける。			
	261	36	(b) インターホン(障がい者の利用できる対策を含む。)を設置する。			
	262	36	d. フロア案内板 (a) 各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置する。			
	263	36	(b) 当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口、現在地その他職員及び来庁者等に周知が必要な機能を明示する。			
	264	36	e. 室名札 各室に設置する室名札の室名、設置場所、設置位置及び表示内容は、海上保安庁との協議によるものとする。			
265	36	f. その他のサイン ピクトグラムは JIS Z 8210による。ただし、該当する規格がない場合はこの限りでない。加えて、火災予防条例他、地域の条例上の規定や推奨規定がある場合は、これに倣う。				
(10) 駐車場	266	36	(a) 駐車場の出入口や車路等については、駐車場法施行令に定める技術基準によるものとする。			
	267	36	(b) 駐車場の出入口は、回転翼機離発着場及びヘリパッドから10m以上離れた位置に設置			
	268	36	(c) 駐車スペースは、15台以上確保する。			
	269	36	(d) 駐車スペースは1台毎に明示し車止めを設置するとともに、駐車区画線、矢印及び停止線等の路面表示を適切に行う。			
	270	36	(e) 官用車庫の出入口には、カーブミラー、コーナーガードを設置する。			
(11) 駐輪スペース	271	36	自転車30台、職員の通勤用バイク10台程度の駐輪スペースを平置き配置とする。			
(12) 外構	272	36	a. 共通 (a) 敷地内に整備する外構全般において、その形状、材質及び色彩等は統一性があり、庁舎との調和に配慮された、施設全体としての景観形成を図るものとする。			
	273	36	(b) 空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。			
	274	36	(c) 経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とする。			
	275	36	(d) 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。			
	276	36	(e) 消防設備を含む各種設備の工作物等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は庁舎との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図る。			
	277	36	(f) 歩行者用通路、構内車路及び緑地等の仕上げの見切りは、縁石を設置する等意匠的及び構造的に適切に処理する。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式	
	278	36	(g) 敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切				
	279	37	(h) 敷地外周及び給油施設区画と回転翼機格納庫・エプロン・船艇用品庫区画の間に消防車等の緊急車両用通路(幅員10m ※側溝、排水施設を含む)程度を計画する。				
	280	37	b. 歩行者用通路等 歩行者動線における舗装仕上げ材は、地面に固定し、滑りにくく、つまずきにくいものとする。				
	281	37	c. 車路 (a) 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。				
	282	37	(b) 車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、構内は可能な限り一方通行とする。また、舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画する。				
	283	37	(c) 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水桝及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないもの				
	284	37	(d) 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とする。				
	285	37	(e) 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置する。				
	286	37	(f) 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保する。				
	287	37	d. 雨水排水・海水排水 (a) 建物の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、収集して樋により適切に処理する。				
	288	37	(b) 敷地内の降雨水は鹿児島市の指導に基づき、当該敷地及び建物については一時貯留や浸透施設を設ける等適切に処理を行い、敷地外に直接放流しないものとし、敷地北側のF護岸・敷地東側の防波堤を超えて打ち上げられる海水の水切り側溝を未整備部分に設ける。また、同側溝は、敷地内の雨水排水計画と区分する。				
	289	37	(c) グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とする。				
	290	37	e. 植栽 (b) 立地環境や地域性、設置場所の特性及び将来の景観・塩害に配慮し、緑化を行う。				
	291	37	(c) 灌水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。				
	292	37	g. 屋外灯 (a) 構内面積 400 m ² に1か所程度及び保安上必要と思われる場所に設置する。				
	293	37	(b) プログラムタイマー(任意設定)と自動点滅器の組合せで点灯する仕様とする。				
	294	37	(c) 回転翼機離着陸地帯表面上に出る高さとなる既存屋外灯は、照度を確保したうえで移設・改修する。既存屋外灯等の詳細については、【参考資料2-4-1~2-4-5】を参照のこと。				
	(13)アンテナ用マスト	295	37	テレビ共同受信設備用のアンテナマスト、基礎等を設置する。設置位置は、アンテナ更新時の運搬等を考慮する。			
	(15)屋上	296	38	a. 維持管理の観点から、屋上へは最低限、階段にてアクセスできるものとする。屋上に設備機器等を設置する場合は、メンテナンスや機器の更新に配慮する。			
		297	38	b. 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮する。			
		298	38	c. 各種設備等の基礎を設置する場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとする。			
		299	38	d. 海上保安庁が所有する通信機器のアンテナを設置可能なバンザマスト(5m)を2基設け、アンテナから指令室等の通信機器を設置する部屋まで容易に配線ができるよう、配線経路を			
		300	38	a. 共通事項 (b)使用する電線・ケーブル類は、盤内を含めてEM電線・EMケーブルを採用する。			
	2. 設備性能	(1)電気設備	301	(d) 主要諸室は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」による。			
			302	(e) 幹線用のケーブルラック、保護管等は、敷設する配線・ケーブルの20%以上の余裕を見込んだ寸法又は数とする。			
			303	(f) 接地は統合接地方式とする。			
			304	(g) 引込管路 ①電力の引込みは、引込ケーブルに使用する管路と同径・同数の予備管路を設置する。			
			305	②通信の引込みは、引込ケーブルに使用する管路と同径・同数の予備管路を設けるほかに、敷地境界から庁舎内の指定室(MDF室等)まで、必要な大きさ及び本数の配管等を			
			306	(h) 設計照度、幹線・分岐ケーブル(電線を含む。)のサイズ、受変電機器の容量、発電機器の容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格直流電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子電圧等機器の選定に係わる計算は、「建築設備設計基準」の計算方法により性能を満たすこと。			
307			(i) 機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に海上保安庁と十				
308			(j) 電気設備関連諸室(幹線経路及びEPSを含む。)は、機材増設、機器更新、保守点検等に配慮し機器レイアウト及びスペースの確保を行う。				
309			39	機器発熱に対応した適切な空調・換気機能を確保するとともに設備備品、付属品等の予備品の保管スペースを確保する。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	310	39	(k) 通信・情報機器及び自動火災報知設備・監視カメラ設備の装置は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行う。			
	311	39	(l) OAフロアには、レイアウト変更等に容易に対応できるように、OA盤から負荷へのこう長が30m以内となるようにOA盤(以下分電盤部を「OA分電盤」、端子部を「OA端子盤」という)を			
	312	39	(m) OA盤等の見え掛かり部分は、形状、材質、色彩等、意匠性に配慮する。			
	313	39	(n) UTPケーブルの性能は、特に指定のないものについて、幹線系はカテゴリ-6A以上とし、支線系、クライアント系はカテゴリ-6以上とする。			
	314	39	(o) UTPケーブルは用途毎にケーブルの色を分ける。			
	315	39	(p) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確認する。			
	316	39	(q) 電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。			
	317	39	(r) 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。			
	318	39	(s) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として2週間以内に対応可能なものとする。			
	319	39	b. 電力設備・動力設備			
			(a) 照明器具は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)」(以下「グリーン購入法」という。)に適合した器具を用いる。			
	320	39	(b) 事務室等の照明の点滅は、室用途、省エネルギーを考慮し、原則として1~4灯程度ごとに細分化を行う。なお、移動間仕切り等を設置する場合は、移動間仕切り等を考慮し適切			
	321	39	(c) 廊下、便所、洗面所、給湯室、ゴミ置場、更衣室には人感センサーを設け、省エネルギー化を図る。			
	322	39	(d) 原則としてLED照明とする(盤内照明を含む。)			
	323	39	(e) 非常照明器具は、電源別置型とする。			
	324	39	(f) 照明制御は、次による。 ①会議室等で、映像設備(プロジェクター)を使用する室にはその使用目的に合わせた調光制御が可能な装置を設置する。			
	325	39	(g) OA盤は一般の分電盤とは別盤とし、OA負荷専用とする。なお、OA分電盤とOA端子盤を別盤としてもよい。			
	326	39	(h) OA分電盤の幹線は以下による。 ①OA分電盤の電源は、専用の幹線とする。ただし、他のOA分電盤とは共用の幹線系統と			
	327	39	②別フロアのOA盤の幹線とは共有しない。			
	328	39	③別官署・部署のOA盤の幹線とは共有しない。			
	329	39	(i) OA分電盤から供給するOAコンセントの負荷容量は50VA/m ² 以上とする。			
	330	39	(j) 分電盤は、予備回路及び予備スペースを確保する。			
	331	40	(k) 予備回路数は、実装回路数の20%以上又は電源種別ごとに5回路以上とする。			
	332	40	(l) 外構には保守点検上、必要な箇所に屋外コンセント(防水錠付)を設置する。			
	333	40	(m) 官用車駐車場には、車両毎に利用できる充電用コンセントを設ける。なお、充電用コンセントは、単相200V 2P15A 1口 電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント1箇所あたり3kVA以上の容量とする。			
	334	40	(n) 官用車庫内に、掃除用コンセントを設置する。			
	335	40	(o) テレビ受像機の設置箇所には2P15A接地極付コンセント4個口を1個以上設置する。			
	336	40	(p) 給油施設監視室、指令室、通信機器室の幹線設備は、電気室から室内の分電盤又は手元開閉器・電源切替盤まで2系統敷設し、保安電源が途絶することなく、保安点検ができるも			
	337	40	(q) 商用電源途絶時においても、電源供給可能な計画とする。			
	338	40	(r) 給油施設監視室動力設備の監視及び制御は、制御盤の盤面により行えるものとし、給油施設監視室に対応した入出力回路及び接点を設置する。			
	339	40	(s) 制御盤の主幹器具は、原則として端子とし、定格電流は最大使用電流以上のものとする。ただし、分岐用遮断器の定格遮断電流が過大となる場合は、配線用遮断器とする。			
	340	40	c. 受変電設備			
			(a) 電力事業者からの供給電力については、停電対策を行うこととする。			
	341	40	(b) 高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化し、電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。			
	342	40	(c) 各階の共用部及び設備諸室の保安電源は保守点検時においても電源切替盤を介して電源供給が行えるものとする。			
	343	40	(d) 自動力率調整制御を行う。力率改善後の力率は、電力供給者の測定する月間力率で98%以上を確保する。			
	344	40	(e) 変圧器その他の設備容量は、将来の負荷の増加に対応できるように、現状負荷の20%以上を見込む。			
	345	40	(f) 高圧変圧器は、「変圧器の性能の向上に関する製造者等の判断基準等(平成24年経済産業省告示71号)」に規定する第二次判断基準の基準エネルギー消費効率以上の効率を達成した変圧器による高効率用で軽負荷時及び想定負荷時において効率のよいものとする。なお、特別高圧変圧器は製造者が定めた高効率な仕様のものとする。			
	346	40	(g) 本施設内で発生する高調波の対策は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン(平成16年1月改定)」及び「高調波抑制対策技術指針(JEAG 9702-2018)」(以下「高調波抑制対策ガイドライン」という。)による。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	347	40	(h) 本事業で整備する設備機器から発生する高周波又は高調波により、他の機器へ影響を及ぼさないよう対策を行う。なお、本事業で整備する設備機器は「高調波抑制対策ガイドライン」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下に収まるように配慮すること。			
	348	40	(i) 移動電源車(外部発電車)等からの電源供給が可能な電源システムとする。			
	349	40	(j) 変圧器の低圧側は幹線毎に低圧絶縁監視を行う。			
	350	40	(k) 系統連携を行うものは逆潮流なしとする。			
	351	40	d. 電力貯蔵設備 (a) 蓄電池はリチウムイオン又は長寿命MSE形とする。			
	352	41	(b) 受変電設備の操作用・警報用電源に用いる直流電源装置を設ける。			
	353	41	(c) 電源別置形非常照明用の直流電源装置は、前項とは別設備とする。			
	354	41	(d) 再生可能エネルギー装置の蓄電池は、前項(b)、(c)とは別設備とし、リチウム二次電池			
	355	41	e. 発電設備 (a) 自家発電装置は下記による。 ① 発電機の耐久性能は、定格出力において7日間(168時間)以上の連続運転ができること。			
	356	41	② 燃料槽は、発電機の定格出力で3日間(72時間)以上運転できる容量を備蓄する。			
	357	41	③ 本施設引渡し時は、燃料を満タンで引渡すものとする。			
	358	41	④ 燃料槽と送油管等は、地震力により破損しないこと。			
	359	41	⑤ 燃料槽底部などに沈殿した不純物を除去する装置(スラッジ除去装置)を設置する。			
	360	41	(b) 太陽光発電装置 ① 発電容量20kW以上の太陽光発電装置を設置し、発電状況(太陽光発電電力、電力量、日射量等)が計測できる機能を設け、外部に表示を出力できる機能を有するものとする。			
	361	41	② 太陽光発電装置は、商用電源途絶時に自立運転可能とし、電子錠及びトイレ(多目的含む)、更衣室、シャワー室、仮眠室、給湯室の電灯・コンセントに対して電源供給を行うこと。			
	362	41	(c) 災害時の活動拠点室は、照明・コンセントを発電回路の負荷とする。負荷の内容は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(令和2年版)」による。			
	363	41	f. 雷保護設備 (a) 建築設備計画基準により保護レベルを選定すること。ただし、選定に当たり参考指数に幅がある場合は、中間値又は中間値以上の指数を用いる。			
	364	41	(b) 雷保護レベルに応じた外部・内部雷保護システムを構築し、低圧用SPD及び通信用SPDを必要箇所に設置する。			
	365	41	(c) 雷サージカウンター、SPDからの劣化(故障等を含む。)移報を設け、中央監視装置に表			
	366	41	g. 構内情報通信網設備 (a) 別途、海上保安庁が整備するLAN用として、EPS等から各室まで容易に配線ができるよう、配線経路を4系統確保する。			
	367	41	(b) 海上保安庁の光通信ケーブルを既存施設の船艇用品庫Iから船艇用品庫棟に配線できるように、構内に地中埋設配管を敷設する。			
	368	41	(c) 船艇用品庫棟への一般回線の引込は、海上保安業務で使用する加入電話回線(2回線)・専用電話回線(5回線)・通信回線(2回線)とする。なお、これらの回線の接続工事については、別途、第十管区海上保安本部が行う。			
	369	41	(d) 事業者において必要な設備等については、上記(a)~(c)に含めず別途計画すること。			
	370	41	h. 構内交換設備 (a) 構内交換装置は施設全体の交換機能及び回線数を見込む。			
	371	42	(b) 局線応答方式は、ダイヤルイン方式とし、中継台方式にも対応可能とする。			
	372	42	(c) 既存の電話番号を継承できるようにする。			
	373	42	(d) 交換機仕様及び局数等は、【別添資料4-5】「構内交換機要件」による。			
	374	42	(e) 構内交換機の回線数は30回線以上とする。			
	375	42	i. 情報表示設備 (a) 時刻表示装置 ① 親時計は水晶式とし、週差0.7秒以下、自立形とする。			
	376	42	② 親時計の時刻補正は、GPS衛星又は準天頂衛星(QZSS)からの時刻情報若しくは標準電波からの時刻信号を受けて、自動で行えること。			
	377	42	③ SNTP/NTPサーバー機能を有する機器に対して親時計からの時刻同期を行う。			
	378	42	④ 子時計は、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」による。			
	379	42	j. 拡声設備 (a) 本施設全体に放送できる装置を設置する。			
	380	42	(b) 主装置は、船艇職員待機室に設置する。			
	381	42	(c) 消防法等関係法令に準拠した非常放送・業務放送兼用型とする。			
	382	42	(d) 会議室・検査対応室には、音量調整器を付ける。			
	383	42	(e) スピーカーの配置は、「消防法」及び「建築設備設計基準」による。			
	384	42	(g) 時報(チャイム)及びBGM等の放送が行えること。			
	385	42	k. 誘導支援設備 (a) 各階多目的便所に、守衛室又は中央監視室へ連絡できる呼出装置を設置する。			
	386	42	(b) すべての風除室及び時間外通用口の入口付近に、インターホン(障がい者の利用できる対策を含む。)を設置する。なお、インターホンの受付先は船艇職員待機室とする。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
(2)機械設備	387	42	l. テレビ共同受信設備 (a) 船艇用品庫棟に設けたテレビアンテナの信号と混合して、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」に示した場所のCATVアウトレット(テレビ端子)まで信号を供給する。			
	388	42	(b) 受信アンテナは、地上波デジタル、BS・CS、AM及びFMを設け、設置したアンテナの全チャンネルを本施設全体に伝送できる設備とする。なお、BS及びCSは、IF伝送方式とする。			
	389	42	m. 防犯設備 (a) 監視カメラ設備は、2系統設け、設置箇所は下記のとおり。 ①給油施設に関する監視カメラを設置する監視・制御・録画は、給油施設監視室で行う。			
	390	42	②防犯計画に必要とされる箇所(玄関ホール、エレベーターホール、廊下、各階の出入口、駐車場、外部出入口、敷地外周部等)に、防犯上死角のないように設置する監視・制御・録画は、給油施設監視室で行い、監視制御機能は、船艇職員待機室にも備える。			
	391	43	(b) 監視用モニターはカラーモニターとする。			
	392	43	(c) 屋外は、昼夜視認可能、録画機能・ワイパー・デフロスト機能付きとし、6か所以上設置する。(駐機場、屋外給油タンク付近、棧橋A・B、巡視船岸壁E等)			
	393	43	(d) 仕様詳細(録画時間を含む。)は、入札説明書(案)公表時に添付する「監視カメラ性能			
	394	43	(e) 機械警備設備は、屋外建具にセンサーを設置し、異常があった場合は、第十管区海上保安本部・鹿児島航空基地・鹿児島海上保安部及び維持管理・運営会社へ警報が伝達でき			
	395	43	(f) 玄関及び裏口(職員鍵(暗証)外来監視カメラ確認後、解放)に電子錠を設置すること。			
	396	43	(g) 主に職員が使用する諸室は、施錠可能な計画とする。			
	397	43	(h) 格納庫及びエプロン全周を監視できるカメラを海上保安庁で設置予定のため、配線孔を設置すること。			
	398	43	n. 火災報知設備・自動閉鎖設備 (a) 受信機は、主を給油施設監視棟、副を船艇職員待機室に設置する。			
	399	43	(b) 船艇職員待機室には、表示装置を設置する。表示内容は、「建築設備設計基準」の中央監視制御項目表のⅢ形の欄における防災設備系の各項目以上を対象とし、決定前に海上保安庁と十分協議する。			
	400	43	(c) 感知器は自動点検機能付とする。			
	401	43	(d) 運動制御装置又はガス漏れ火災警報設備を設置する場合は、(a)項で設置する受信機と一体形とする。			
	402	43	a. 共通事項 (b) 主要諸室は、執務内容に応じて必要機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」を適用する。			
	403	43	(c) 配管は漏れが無く、管内の流体による振動及び騒音による支障が無く、耐久性に優れ耐圧性、耐衝撃性を考慮し、保守管理が容易なものとする。			
	404	43	(d) 耐震安全性の確保及び使用用途・耐久性を考慮した配管及びダクト材料を使用する。			
	405	43	(e) 配管、機器、ダクト等の保温は、熱損失が小さく、結露による支障が無く、耐久性に優れたものとする。			
	406	43	(f) ダクトは、内部清掃できる構造とし、原則として金属製とする。また、ダクト内の気流による振動及び騒音による支障が無く、耐久性に優れ、保守管理が容易なものとする。			
	407	43	(g) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確認する。			
	408	43	(h) 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。			
	409	43	(i) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配が容易なものとする。			
	410	43	(j) 原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM電線・EMケーブルを採用する。			
	411	43	(k) 室内において結露が生じないよう空調、換気に配慮する。			
	412	44	b. 空気調和設備 (a) 室内設定温度は環境省で推奨される温度条件とする。			
	413	44	(b) 熱源及び空調システムは、電力負荷の低減及び平準化を図るものとする。また、施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図るものとする。			
	414	44	(c) 熱源システムは、全空気方式置換式等とし、運転に有資格者を必要としないものとする。			
	415	44	(d) 各種配管からの漏水及び水損事故の防止を行うとともに、更新工事の容易性を確保す			
	416	44	(e) 空調システムの運用時の設定温度を夏季28℃、冬季20℃とする場合において、温度以外の要素にも着目して快適な執務環境を確保し、エネルギーの更なる効率的な利用を図る空調システムを導入する。			
	417	44	(f) 自然エネルギーの有効活用上支障のない部分は、外気冷房等により環境負荷低減を図			
	418	44	(g) 空調方式は、快適性、機能性及び省エネルギー性を図るシステムとし、ユニット型空調機、ファンコイルユニット等を使用した中央空調方式又は空調・換気共に中央空調方式と同等の性能が確保できる中央制御個別空調方式とする。			
	419	44	(h) 空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ適度に細分化し、かつ間仕切り等の変更の際に柔軟に対応できるものとする。			
	420	44	(i) 室内の空調システムは快適性に配慮し、使用者が気流によるドラフトを感じないシステム			
	421	44	(j) 業務内容や室用途において重要な室の空調機は、非常電源でも稼働できる構造とする。			
	422	44	(k) 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。			
	423	44	(l) 吹出口は風量・風向調整可能な機構を有するものとする。			
	424	44	(m) 蓄熱槽を計画する場合は、室内に結露が発生しない環境とする。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
	425	44	(n) 空調負荷計算では、第4章第5節2. (1) 電気設備に記載のOAコンセント負荷容量以外に【別添資料4-1-1】「各室性能表」及び【別添資料4-1-2】「主要諸室の性能特記事項」に記載の各室別電気設備条件における電力量を別途加算する。			
	426	44	(o) 空調設備の水準は下記により検証する。 ①熱源システムは、コスト(整備費、運転維持管理費)、環境性、耐久性、操作・メンテナンス性、地域のエネルギー供給状況、設置面積、性能特性(部分負荷運転、省エネ性能)、振動・騒音、信頼(実績)及び負荷への柔軟性等についてケーススタディを行い、ケース毎に比較検証する。			
	427	44	②熱源設備システムについては設計段階・工事完成段階において、LGEMツールを使用してエネルギーに関する性能評価を行うこと。			
	428	44	③空調方式は、快適性、経済性、維持管理性等についてケーススタディを行い、ケース毎に比較検討書を作成し、検証する。			
	429	44	④「建築設備設計基準」以外で熱負荷計算を行う場合は、同基準により熱負荷計算結果の妥当性を検証する。			
	430	44	(p) 各棟の空調設備遠隔操作盤は、給油施設監視室及び船艇職員執務室に設置する。			
	431	44	c. 換気設備			
			(a) 室内全体を均一に換気する。			
	432	44	(b) 熱源機械室、電気室、エレベーター機械室等の熱の排除は、経済性及び環境性を検討し、換気方式、冷房方式、換気・冷房併用方式のいずれか優位な方式とする。			
	433	44	(c) 各室にて発生した臭気や物質が屋内外を問わず他のエリア・室に影響を与えないシステムとする。			
	434	45	(d) 本施設使用者が建物内外における通常の利用状態において、便所等の排気により不快感を与えないものとする。			
	435	45	(e) 保管庫及び書庫等は、保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。			
	436	45	(f) 熱源機械室、電気室及びエレベーター機械室等の熱の排除については、換気方式、冷房方式及び換気・冷房併用方式でのコスト(整備費、運転維持管理費)についてケーススタディを行い、ケース毎に比較検討書を作成し、選定する。			
	437	45	d. 排煙設備			
			(a) 関係法令等を遵守し、火災により発生した煙の拡散を防止し、避難経路が確保できるよう、必要に応じ設置する。			
	438	45	(b) 自然排煙が出来ない場合は機械排煙を検討する。			
	439	45	e. 衛生器具設備			
			(a) 洋風便器は、暖房機能付き温水洗浄便座付き蓋付きとする。温水洗浄便座は、「電気用品安全法(昭和36年法律第234号)」に準じた漏電に対する保護機能を備えたものとする。ただし、多目的便所に設置する洋風便器は蓋なしとする。			
	440	45	(b) 大便器、小便器の洗浄方式は、自動感知フラッシュバルブ型(AC/DC電源)とする。			
	441	45	(c) 洗面器及び手洗器の水栓は自動水栓とする。			
	442	45	(d) 大便器、小便器、洗面器、手洗器及び掃除流し等は陶器製とする。			
	443	45	(e) 共用部分における男子便所及び女子便所の洋風便器の1箇所以上の便房には手すりを			
	444	45	(f) 小便器はポウル先端高さが床面より350mm以下の壁掛形とし、個別感知洗浄弁一体型とする。また、共用部分における男子便所の小便器1組は手すりを設置する。			
	445	45	(g) 共用部分における男子便所及び女子便所の洗面器はカウンター形式とし、大鏡を設置			
	446	45	(h) 共用部分における男子便所及び女子便所の洗面器のうち、各1組は手すりを設置する。			
	447	45	(i) 洗面器並びに手洗い器には水石鹸入れを設置する。			
	448	45	(j) 多機能便所並びにオストメイト対応器具は、1階に1箇所設置する。			
	449	45	(k) 便所の衛生器具の数量は、利用者が遅滞なく快適に使用できるものとする。			
	450	45	f. 給水設備			
			(a) 受水槽＋加圧給水方式を検討する。			
	451	45	(b) 衛生的な水を適切かつ安定して供給する。給水設備は、給水先の各器具及び機器に必要な水量及び水圧で、衛生的な水を汚染されことなく安定して供給する。			
	452	45	(c) 便所洗浄水は、建物内排水再利用設備がある場合にはその処理水を優先的に使用する			
	453	45	(d) 屋外散水栓については、1つの散水栓の散水範囲を最大で半径30m程度の範囲とし、外構全域を包含するのに必要な設置箇所及び設置数を計画する。			
	454	45	(e) 植栽を行う部分については、自動灌水の採用を検討する。			
	455	45	(f) 地震等の災害活動人員分の給水量を確保する。			
	456	45	(g) 給水方式はコスト(整備費、運転維持管理費)、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積等についてのケーススタディを行い、ケースごと比較検討書を作成し、選定する。			
	457	45	g. 排水設備			
			(a) 各種排水を衛生的に公共下水道まで導く設備とする。			
	458	45	(b) 合併処理浄化槽の規模については、1回あたり400～600ℓの使用水量で週10～15回程度の洗浄作業を想定していることを踏まえ、事業者が提案すること。			
	459	46	(c) 本施設使用者が建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホール等からの臭気により不快感を与えないものとする。			
	460	46	(d) 給油施設及び回転翼機格納庫棟からの排水は、し尿と併せて雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く)であり、油水分離処理槽を前置きして合併処理浄化槽に接続する。また、駐機場からの排水については、雨水排水であり油水分離処理槽処理後に浸透性枳			
	461	46	h. 給湯設備			
			(a) ガス式又は電気式を検討する。			

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
(3)給油施設 関連設備	462	46	(b)給湯の熱源及び給湯方式は、コスト(整備費、運転維持管理費)、環境性、地域のエネルギー供給状況、安定供給、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積、振動・騒音及び信頼性(実績)等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し、選定する。			
	463	46	(c)洗い物用の給湯温度は、任意に設定できる仕組みとする。			
	464	46	(d)給湯設備は、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯を衛生的に供給する。			
	465	46	(e)給茶用の給湯器は、給湯温度90℃以上での沸き上げ、週間タイマー及び自動排水機能を設け、給湯量は利用人員に見合った量とする。			
	466	46	i. 消火設備 (a)関連法令(鹿児島市市火災予防条例)等に基づき、必要な消火設備を設置する。			
	467	46	(b)消火設備を設置する場合は、安全性、環境性及び操作性に配慮したものとする。			
	468	46	(c)「消防法施行令(昭和36年政令第37号)」別表第一に掲げる防火対象物の電気室、発電機室及び多量の火気を使用する機械室等で、床面積が200㎡以上の部屋については、不活性ガス消火設備を設置する。			
	469	46	(d)不活性ガス消火設備の噴射ヘッドはガス消火放射音を軽減できるタイプ(静音型噴ヘッド等)を採用し、室内の機器に極力影響を与えないようレイアウトを考慮して計画を行う。			
	470	46	(e)格納庫消火設備は、コスト(整備費、維持管理費)、環境性、安定供給、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積、振動・騒音及び信頼性(実績)等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し、選定する。			
	471	46	j. ガス設備 (a)ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性、耐震性及び信頼性のあるものとする。			
	472	46	(b)災害時の早期復旧を考慮して中圧の使用を検討する。			
	473	46	(c)ガス設備の利用対象は、空気調和熱源機器及び給湯熱源機器とする。			
	474	46	k. 雨水利用設備 (a)「雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)」に基づく「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について」の対象であり、建物の床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合、かつ自らの雨水の利用のための施設の設置が困難ではない場合には雨水利用設備を設置する。			
	475	46	(b)雨水利用設備を設置する場合には以下の水準を満たすものとする。 ①雨水利用設備の設計にあたっては、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、処理フローと計算書にて、効率的な利用となっているか検証する。			
	476	47	②処理水は、便所の洗浄水及び灌漑設備(土中埋設又は敷設した点滴ホースを用いた植栽用の散水)に利用するものとする。			
	477	47	③故障時の雨水流入による浸水を防ぐため、流入遮断機能を設置する。			
	478	47	l. 昇降機設備 (a)耐震安全性の分類は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」にある「S」の基準を満たすものとする。			
	479	47	(b)本体、昇降路の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。			
	480	47	(c)エレベーターは、標準仕様書による身体障がい者用付加仕様を適用する。			
	481	47	(d)可変電圧可変周波数制御方式の場合は、高調波対策を行う。			
	482	47	(e)エレベーターの利用人数は、7人程度とする。			
	483	47	(f)エレベーターピットは浸水等により、機能を損なわないよう適切に計画すること。			
	484	47	a. 給油(送油)設備 (a)給油設備の配置 ①巡視船の出入港、車両等の乗り入れ等の業務に支障とならないよう、出入港等の作業に必要な範囲と車両等の動線等を確保し計画すること。			
	485	47	②巡視船岸壁E、棧橋A・Bから給油できるよう配置すること。			
	486	47	③A重油送油用ポンプは、各岸壁・棧橋に対し1台を設置する。(計3台)			
	487	47	④ポンプのメンテナンス、故障時を想定し、各ポンプが他ポンプの予備機として運転できるよう配管を敷設し、バルブの操作により配管系統を切り替えることができること。			
	488	47	⑤荷受は巡視船岸壁Eとし、巡視船岸壁Eに荷受用の設備(パース1、パース2)を設置する。			
	489	47	(b)給油時の流量 ①巡視船への給油時の流量は250kl/h程度とする。			
	490	47	②巡視船2隻への同時給油を想定しポンプ能力等を計画する。			
	491	47	(c)受入時の流量 ①貯蔵タンクにタンカーよりA重油を受け入れる際の流量は700kl/hとして計画する。(2,000～3,000DWT程度のタンカーを想定)			
	492	47	②受入配管については、巡視船岸壁Eの2カ所の受入口からのA重油受入を想定する。(1カ所は巡視船着岸を想定)			

必須項目(要求水準)の分類		番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式
		493	47	③ポンプは1500kl、軽荷吸水～払出ノズルまでの高さを5m、満載吸水～払出ノズルまでの高さは3.5mを想定する。			
		494	47	(d) 配管計画 台風・高潮により防波堤・護岸から打ち上る海水や漂流物により損傷しない配管とすること。			
		495	47	①通路横断部、F護岸、巡視船E岸壁の配管は、埋設管路内配管とし、適宜油溜まりを設置			
		496	48	②棧橋A・Bについてトレンチ内に配管を敷設すること。			
		497	48	③トレンチ内に流入する雨水等については、油水分離槽を経て海へ放流する。			
		497-2	48	④ 棧橋A・BのF護岸に沿う配管は、計画対象地内(F護岸北側の法線(共有水面との境界線)から15m程度まで)の範囲とし、埋設管路内配管とすること。F護岸北側法線より20m以上離れた隣地境界フェンス沿いの配管は不可とする。			
		498	48	⑤油送配管を埋設する場合は、埋設管路内配管とし、適宜油溜まりを設置する。			
		499	48	(e) 給油施設管理方法 給油施設の運営業務(給油・受入・在庫管理・施設状況等の把握等)を管理できるシステム等を計画すること。なお、①～⑤の管理を必ず含むものとする。 ①温度管理 ②バルブの開閉状況の確認 ③トレーナーの状況の確認 ④漏油検知 ⑤配管内圧力			
		500	48	b. 防消火設備 (a) 屋外貯蔵タンク(A重油)には、危険物の規制に関する規則第33条第2項による第3種の固定式の泡消火設備を設置する。			
		501	48	(b) 防油堤外周部分には、総務省告示第559号による補助泡消火栓(ホース収納箱共)を設			
		502	48	(c) 岸壁・棧橋上の坊消火設備としては、危険物の規制に関する規則第32条の6、総務省告示第559号により屋外泡消火栓を設置する。			
		503	48	(d) 計画にあたっては、鹿児島市消防局との事前協議により、計画する設備等が適切であることを確認する。			
		504	48	c. 海上防災設備等 (a) 危険物の規制に関する規則第22条による防油堤を設置する。			
		505	48	(b) 地中成分の油漏れによる影響の有無を経過観察するための井戸型モニタリングポストを			
		506	48	(c) 巡視船岸壁E、棧橋A・Bの各バースにおいて、オイルフェンスが展開できるように設置する。(オイルフェンスの種類、オイルフェンスの展開装置の設置は提案によるものとする)			
		507	48	(d) オイルフェンス展開用作業船、ポートダビット等による展開体制を構築する。			
		508	48	(e) 油吸着材を配置する。(想定排出油量20klとする)			
第5章 維持管理・運営業務							
第1節 総則	1. 基本方針	(1)業務の原則	509	65	a. 事業者は、業務提供期間において、本業務の目的達成のために、要求水準書、事業者が提出した維持管理・運営業務提案書及び5(3)に示す計画書等に基づき、総括的に施設全体の維持管理・運営業務を行う。要求水準書を適切に理解して、十分な実施体制により、適		
	2. 業務内容	(1)回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	510	66	(1)回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理の各業務について、業務提供期間、業務範囲に対応する適切な業務内容を記載している。		
		(2)本施設の運営業務	511	66	(2)運営の各業務について、業務提供期間、業務範囲に対応する適切な業務内容を記載している。		
	3. 業務の実施体制		512	67	(1)【別添資料5-2】「業務内容、必要な有資格者と法定点検項目」に示す有資格者を配置し、関係法令を遵守するほか、適切に要求水準を確保できる実施体制の構築を記載してい		
			513	67	(2)管理統括責任者について、所定の時間帯に対して駐在する内容を記載している。		
			514	67	(3)海上保安庁との連絡窓口(職務を担う業務従事者)を設置し、海上保安庁が常時事業者との連絡が可能な体制の構築を記載している。		
			515	67	(4)業務従事者について、関係法令に基づき必要となる資格を有し、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置、また、業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制の構築を記載している。		
			516	67	(5)業務従事者に対して、適切に研修等を行い、服装を揃え、名札を着用させる内容を記載		
			517	67	(6)緊急時に、迅速かつ適切に対応することができる体制の確保を記載している。		
	4. コスト管理計画		518	71	要求水準書に規定するコスト管理計画に基づき、適切に実施する内容を記載している。		
	5. 業務の進め方		519	71	(3)要求水準書に規定する各計画書の作成、提出等に基づき、適切に実施する内容を記載している。		
			520	71	(4)要求水準書に規定する各報告書の作成、提出等に基づき、適切に実施する内容を記載		
			521	71	(5)要求水準書に規定する施設の管理に係る資料の作成、提出等に基づき、適切に実施する内容を記載している。		
			522	72	(6)要求水準書に規定する緊急事態の対応に基づき、適切に実施する内容を記載している。		
			523	72	(7)要求水準書に規定する国が行う別事業への協力に基づき、適切に実施する内容を記載		

必須項目(要求水準)の分類		番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式		
第2節 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	1. 建築物・建築設備保守管理等業務	(1) 定期点検等及び保守業務	524	72	(8) 要求水準書に規定する維持管理・運営に係る記録及び事業終了時の引き継ぎに基づき、適切に実施する内容を記載している。				
			525	73	(9) 要求水準書に規定する業務の実施にあたっての諸条件に基づき、適切に実施する内容を記載している。				
			526	73	(a) 定期点検等及び保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。				
			527	73	【別添資料5-5】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「(1) 建築物点検保守・修繕に係る要求水準」に基づき定期的な点検及び適切に性能を維持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施する内容を記載している。				
			528	74	また、建築設備機器を設置する設備諸室においては当該保守等が適切に実施できる室内状況を維持する内容を記載している。				
			529	74	(d) 点検・保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定める内容を記載し				
		(2) 運転・監視及び日常点検・保守業務	530	74	a. 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準 (a) 運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。				
			531	74	建築設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、【別添資料5-6】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」に基づき、建築物及び建築設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する内容を記載している。				
			532	74	建築設備機器を設置する設備諸室においては当該保守等が適切に実施できる当該室内状況を維持する内容を記載している。				
			533	74	(b) 点検及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。				
			534	74	b. 毎月業務実施報告書の作成方法 各月業務実施報告書の作成方法に基づき、適切に実施する内容を記載している。				
			535	75	a. エネルギー管理に係る要求水準 (a) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号)に関わる「エネルギー管理士」を選任し、海上保安庁が同法に基づき行う経済産業省への報告に必要な書類を作成・提出、海上保安庁が「鹿児島市環境保全条例」に基づき行う鹿児島市への報告に必要な書類を作成・提出する内容を記載している。				
	3. 長期修繕計画策定・実施	(1) 長期修繕計画の策定	537	75	要求水準書に規定する長期修繕計画を策定し、策定した長期修繕計画について、維持管理・運営期間中の各年度において、施設・設備の状態を確認し、必要に応じて長期修繕計画の改定を行う内容を記載している。				
			538	75	長期修繕計画に基づき、要求水準書に規定する各年度修繕計画を海上保安庁に提出し、当該年度に係る各年度修繕計画に基づき、必要な修繕を実施し、修繕結果について海上保安庁に報告する内容を記載している。				
	第3節 給油施設に係る運営	1. 巡視船への給油業務	(5) 業務実施体制	539	75	事業用地内に打ち上げられたごみの収集・処分、事業用地内の植栽管理(植栽を計画する場合)等を行い、本施設周囲の環境を良好に保つよう、環境保全業務を実施する内容を記載			
				540	76	a. 消防法第13条に規定する危険物保安監督者を置く内容を記載している。			
				541	76	b. 巡視船2隻への同時給油を可能とする体制を構築する内容を記載している。			
				542	76	c. 1台1船からの燃料受入時に、巡視船1隻への給油を可能とする体制を構築する内容を記載している。			
543				76	a. 給油作業は、要求水準書に記載する危険物取扱者(乙種第四類危険物取扱者)を適切に配置する内容を記載している。				
544				76	c. 海上保安庁が要求水準書に規定する日、時間帯以外での給油を指示する場合の対応について記載している。				
(6) 業務実施に係る事項			545	76	d. 給油作業を行う職員により、事前に器材の取扱及び給油作業等の訓練を行う内容を記載				
			546	76	g. 要求水準書に規定する漏油事故の防止への対策及び事故が発生した場合の対応についての内容を記載している。				
			547	77	a. 消防法第13条に規定する危険物保安監督者を置く内容を記載している。				
			548	77	b. 1台1船からの受入時に、巡視船1隻への同時給油は可能とする体制を構築する内容を記載している。				
			549	77	a. 搬入作業は、要求水準書に記載する危険物取扱者(乙種第四類危険物取扱者)を適切に配置する内容を記載している。				
			550	77	c. 海上保安庁が要求水準書に規定する日、時間帯以外での受け入れを指示する場合の対応について記載している。				
2. 燃料搬入管理業務(タンクの荷入れ)		(3) 業務実施体制	551	77	d. 搬入作業を行う職員により、事前に器材の取扱及び搬入作業等の訓練を行う内容を記載				
			552	77	f. 要求水準書に規定する漏油事故の防止への対策及び事故が発生した場合の対応についての内容を記載している。				
			553	77	要求水準書に規定する貯蔵タンク内の燃料在庫量の管理及び搬入された燃料の品質維持・管理に必要な業務を行う内容を記載している。				
		(4) 業務実施に係る事項	554	78	定期点検等及び保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。				
			554	78	定期点検等及び保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。				
			554	78	定期点検等及び保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。				
3. 燃料在庫管理業務		553	77	要求水準書に規定する貯蔵タンク内の燃料在庫量の管理及び搬入された燃料の品質維持・管理に必要な業務を行う内容を記載している。					
4. 給油施設保守管理等業務	(1) 定期点検等及び保守業務	554	78	定期点検等及び保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。					

必須項目(要求水準)の分類	番号	頁	必須項目の確認事項	チェック	必須項目への具体的対応	対応する様式	
(タンクの開放点検を含む)		555	78	【別添資料5-2】「業務内容、必要な有資格者と法定点検項目」に基づき定期的な点検及び適切に性能を維持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施する内容を			
	(2)運転・監視及び日常点検・保守業務	556	78	運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準に基づき、適切に実施し、記録、必要書類を作成・提出する内容を記載している。			
		557	78	給油施設の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、【別添資料5-6】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」に基づき、給油施設の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する内容を記載してい			
	(3)タンクの開放点検の実施	558	79	要求水準書に規定する「タンク開放点検実施計画書」を提出し、海上保安庁の確認を受けたうえで、タンク開放点検を実施し、点検完了後速やかにその結果を海上保安庁に報告する内			
	(4)清掃業務	559	79	a. 日常清掃及び定期清掃の実施 要求水準書に規定する日常清掃、定期清掃を行う内容を記載している。			
		560	79	b. 廃棄物収集・管理に係る事項 要求水準書に規定する廃棄物の収集・管理等に係る業務を行う内容を記載している。			
5. 長期修繕計画策定・実施	(1)長期修繕計画の策定	561	80	要求水準書に規定する長期修繕計画を策定し、策定した長期修繕計画について、維持管理・運営期間中の各年度において、施設・設備の状態を確認し、必要に応じて長期修繕計画の改定を行う内容を記載している。			
	(2)各年度修繕計画の策定・実施	562	80	長期修繕計画に基づき、要求水準書に規定する各年度修繕計画を海上保安庁に提出し、当該年度に係る各年度修繕計画に基づき、必要な修繕を実施し、修繕結果について海上保安庁に報告する内容を記載している。			

項目		対象施設		給油施設監視棟	回転翼機格納庫	船艇用品庫	チェック欄
大項目	中項目	小項目		建物	建物	建物	
社会性	地域性			Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	景観性			Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
環境保全性 ※1	環境負荷低減性	長寿命		適用	適用	適用	
		適正使用・適正処理		適用	適用	適用	
		エコマテリアル		適用	適用	適用	
		省エネルギー・省資源		適用	適用	適用	
	周辺環境保全性	地域生態系保全		適用	適用	適用	
		周辺環境配慮		適用	適用	適用	
安全性	防災性	耐震 ※2	構造体	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
			建築非構造	A	A	A	
			建築設備	甲	甲	甲	
		対火災	耐火	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			初期火災の拡大防止	I	I	I	
			火災時の避難安全確保	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
		対浸水		I	I	I	
		対津波		適用	適用	適用	
		耐風	構造体	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
			建築非構造部材	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	建築設備		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
	耐雪・耐寒	構造体	適用	適用	適用		
		外部空間等	適用	適用	適用		
	対落雷		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
	対常時荷重		適用	適用	適用		
	対降灰		適用	適用	適用		
	対塩害		適用	適用	適用		
対鳥獣		—	適用	—			
機能維持性			I	I	I		
防犯性 ※3			適用	適用	適用		
機能性	利便性	移動		適用	適用	適用	
		操作		適用	適用	適用	
	ユニバーサルデザイン			適用	適用	適用	
	室内環境性	音環境	第4章第5節に規定する諸室の要求水準による				
		光環境					
		熱環境					
		空気環境					
		衛生環境				適用	適用
	振動	人の動作又は設備	適用	適用	適用		
		交通	適用	適用	適用		
風		適用	適用	適用			
情報化対応性	情報化処理機能		—	—	—		
	情報化交流機能		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	適用	適用	
			建築非構造部材	適用	適用	適用	
			建築設備	適用	適用	適用	
		フレキシビリティ	Ⅱ	I	I		
	保全性	作業性		適用	適用	適用	
更新性			適用	適用	適用		

※1：「官庁施設の環境保全性基準 令和3年改定版」による

※2：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」による

※3：「官庁施設の防犯に関する基準 平成21年6月制定版」による

諸室名称	活動拠点	官庁施設の基本的性能基準									建築							電気設備							機械設備		チェック欄	参照資料			
		対火災	耐火	初期消火	対浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報処理	天井高	二重床	扉形状	扉ガラス	ブラインド等	内装仕上	床荷重	監視カメラ、電子錠	照明設備	一般コンセント	専用コンセント	発電機電源	スピーカー	電話等	時刻表示(時計)			テレビ端末	空調区分	換気区分
給油施設管理棟《n棟》																															
n1	給油施設監視室	A	IV	II	II	C	III	II	II	I	I	2.6	有	D	A	ブ	A	A	B	B	A	-	必要	必要	B	A	必要	A, F	-		
n2	給油施設庁務員室	A	IV	II	II	C	III	II	II	I	II	2.6	有	D	A	ブ	A	A	B	B	A	-	必要	必要	B	A	必要	A, F	-		
n3	機械室	C	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	必要	必要	-	B	-	-	-	C		
n4	電気室	C	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	必要	必要	-	B	-	-	D, F	-		
n5	湯沸室	-	III	II	IV	C	-	III	III	II	-	適宜	-	-	-	-	D	A	-	F	D	-	-	-	-	-	-	-	A		
n6	トイレ(男子)	D	IV	II	II	C	-	III	-	II	-	適宜	-	F	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A		
n7	トイレ(女子)	D	IV	II	II	C	-	III	-	II	-	適宜	-	F	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A		
n8	給油施設防除防災用具庫	-	IV	II	IV	C	-	III	III	II	-	直天井	-	A, E, G	-	-	G	E	-	E	G	-	-	-	-	-	-	-	A		
n9	給油施設用消火タンク室	D	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	-	B	-	-	-	A		
n10	給油施設用ポンプ室	D	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	-	B	-	-	-	A		
n11	給油施設用消火ポンプ室	D	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	-	B	-	-	-	A		
n12	航空機燃料ポンプ室	D	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	-	B	-	-	-	A		
n13	航空機燃料ハイドラント	D	III	II	II	C	III	III	III	II	-	直天井	-	A	-	-	-	D	-	D	G	-	必要	-	-	-	-	-	-		
n14	車庫(給油施設維持管理業務車)	-	IV	II	IV	C	-	III	-	-	-	直天井	-	D, H	-	-	H	E	-	G	E	必要	-	-	-	-	-	-	A		
n15	自家発電機室	C	III	II	II	C	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	必要	-	-	B	-	-	-	B		

諸室名称	活動拠点	官庁施設の基本的性能基準										建築							電気設備							機械設備		チェック欄	参照資料		
		対火災	耐火	初期消火	対浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報処理	天井高	二重床	扉形状	扉ガラス	ブラインド等	内装仕上	床荷重	監視カメラ、電子錠	照明設備	一般コンセント	専用コンセント	発電機電源	スピーカー	電話等	時刻表示(時計)	テレビ端末			空調区分	換気区分
回転翼機格納庫棟《k棟》																															
k1	格納庫	A	I	I	II	B	III	II	II	I	III	直天井	-	A, G	-	-	提案	提案	A, A	B	F	必要	必要	必要	C	A	-	G	-		
k3	大型機材保管庫	B	II	I	II	B	III	III	III	II	III	3.4	-	G	-	-	H	B	-	B	G	-	必要	-	B	B	-	-	-		
k4	整備科倉庫(部品保管庫)	B	II	I	II	B	III	III	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	-	B	G	-	必要	-	B	B	-	D, F	E		
k5	整備科倉庫(消耗品庫)	B	II	I	II	B	III	III	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	-	B	G	-	必要	-	B	B	-	D, F	-		
k6	通信科倉庫	B	II	I	II	B	III	III	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	B	B	G	必要	必要	-	B	B	-	D, F	-		
k7	飛行科倉庫	B	II	I	II	B	III	III	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	-	B	G	-	必要	-	B	B	-	D, F	-		
k8	整備室1	A	II	I	II	B	III	II	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	-	B	A	必要	必要	必要	B	B	-	C, F	E		
k9	整備室2	A	II	I	II	B	III	II	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	-	B	A	必要	必要	必要	B	B	-	C, F	E		
k10	工作室	A	II	I	II	B	III	II	III	II	III	3.4	-	A	A	-	H	E	-	A	A	必要	必要	必要	B	B	-	C, F	E		
k11	充電室	A	III	II	II	B	III	III	III	II	-	3.4	-	A	-	-	H	E	-	B	A	必要	必要	-	-	B	-	C, F	E		
k12	部品洗浄室・洗濯室	A	III	II	II	B	III	II	III	II	-	3.4	-	A	-	-	H	E	-	B	G	-	必要	-	-	B	-	-	A		
k13	コンプレッサー室	A	III	II	II	B	I	II	III	II	-	3.4	-	D	-	-	H	E	-	B	G	必要	必要	-	-	B	-	-	A		
k14	消火設備室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A, A	-	-	H	D	-	D	G	必要	必要	-	-	-	-	-	C		
k15	手洗い場	-	IV	II	IV	B	-	III	III	II	-	適宜	-	-	-	-	E	A	-	F	D	-	-	-	-	-	-	A			
k16	機械室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	必要	B	-	-	-	C		
k17	電気室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	必要	B	-	-	D, F	-		
k18	自家発電機室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A, D	-	-	B	D	-	D	G	-	-	必要	B	-	-	-	B		
k19	トイレ(男性)	D	IV	II	II	B	-	III	-	II	-	適宜	-	E	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	A			
k20	トイレ(女性)	D	IV	II	II	B	-	III	-	II	-	適宜	-	E	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	A			

諸室名称	官庁施設の基本的性能基準										建築							電気設備							機械設備		チェック欄	参照資料				
	活動拠点	対火災		初期消火	対浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報処理	天井高	二重床	扉形状	扉ガラス	ブラインド等	内装仕上	床荷重	監視カメラ、電子錠	照明設備	一般コンセント	専用コンセント	発電機電源	スピーカー	電話等	時刻表示(時計)			テレビ端末	空調区分	換気区分	
		耐火	対火災																													
船艇用品庫棟《s棟》																																
s1	船艇用品庫	B	II	I	II	B	-	III	II	II	III	直天井	-	D, G, H	-	-	H	E	-	E	C	-	必要	必要	B	-	-	-	E			
s2	保管物品庫	B	II	I	II	B	-	III	II	II	III	直天井	-	A, D, G	-	-	H	E	-	E	G	必要	必要	-	-	-	-	E				
s3	指令室	A	I	I	II	B	II	II	II	I	I	2.6	有	D	A	ブ	A	A	B	B	A	必要	必要	必要	A	C	必要	A, F	-			
s4	見張室	A	I	I	II	B	II	II	II	I	II	2.6	有		A	ブ	A	A		B	A	必要						A	A, F	-		
s5	船艇職員執務室	A	I	I	II	B	II	II	II	I	II	2.6	有		A	ブ	A	A		B	A	必要						A	A, F	-		
s6	通信機械室	A	I	I	II	B	II	II	II	I	II	2.6	有		-	ブ	A	A		B	A	必要						A	A, F	-		
s7	船艇職員待機室	B	I	I	II	B	II	II	II	I	II	2.6	有		A	ブ	A	A		B	A	必要						A	A, F	-		
s8	会議室	B	IV	II	II	B	II	II	II	I	III	2.6	有	D	A	ブ	A	A	B	E	A	必要	必要	必要	B	B	必要	A, F	-			
s9, 10	検査対応室 1、2	B	IV	II	II	B	II	II	II	I	III	2.6	有	D	A	ブ	A	A	B	E	A	必要	必要	必要	B	B	必要	A, F	-			
s11	機械室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	必要	B	-	-	-	E			
s12	電気室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A	-	-	B	D	-	D	G	-	必要	必要	B	-	-	D, F	-			
s13	自家発電電気室	C	III	II	II	B	I	III	III	II	-	直天井	-	A	-	-	B	D	-	D	G	-	-	必要	B	-	-	-	E			
s14	蓄電池室	C	III	II	II	B	-	III	III	II	III	2.6	有	D	A	-	A	D	-	B	A	必要	必要	-	-	-	-	-	E			
s15	機械測定室	A	II	I	II	B	II	III	II	I	III	直天井	有	A	A	-	A	A	-	B	A	必要	必要	必要	B	B	-	B	-			
s16~18	油脂庫 1~3	-	III	II	IV	B	-	III	-	II	-	直天井	-	A	-	-	H	E	-	B	G	-	-	-	-	-	-	-	提案			
s19	書庫	-	II	I	IV	B	-	III	III	II	-	直天井	-	A	-	-	H	C	-	B	G	-	-	-	-	-	-	-	E			
s20	仮眠室	D	IV	II	II	B	I	III	II	I	-	適宜	-	F	B	暗	A	A	B	E	B	必要	必要	必要	B	B	必要	E	-			
s21	湯沸室	-	IV	II	IV	B	-	III	III	II	-	適宜	-	-	-	-	D	A	-	F	D	必要	-	-	-	-	-	-	A			
s22	トイレ (男子)	D	IV	II	II	B	-	III	-	II	-	適宜	-	F	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A			
s23	トイレ (女子)	D	IV	II	II	B	-	III	-	II	-	適宜	-	F	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A			
s24	多目的トイレ	D	IV	II	II	B	-	III	-	II	-	適宜	-	F	-	-	E	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A			
s25	更衣室 (男子)	-	IV	II	IV	B	-	III	III	I	-	適宜	-	F	-	-	A	A	-	F	D	-	-	-	-	-	-	A	-			
s26	更衣室 (女子)	-	IV	II	IV	B	-	III	III	I	-	適宜	-	F	-	-	A	A	B	F	D	-	-	-	-	-	-	A	-			
s27	シャワー室 (男子)	D	IV	II	II	B	III	III	-	II	-	適宜	-	E	B	-	F	A	-	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A			
s28	シャワー室 (女子)	D	IV	II	II	B	III	III	-	II	-	適宜	-	E	B	-	F	A	B	F	D	-	必要	-	-	-	-	-	A			
s28	玄関ホール	D	IV	II	II	B	-	III	-	-	-	適宜	-	C	A	-	提案	A	A	D	F	-	必要	-	B	A	-	-	D			
s29	車庫	-	IV	II	IV	B	-	III	-	-	-	直天井	-	E, G	-	-	H	E	-	F	E	-	-	-	-	-	-	-	A			
-	交通面積	-	IV	II	IV	B	-	III	II	II	-	適宜	-	-	-	-	提案	A	A	F	F	-	-	必要	-	-	-	-	E			